

STEEL HOUSE

スチールハウス



スチールハウス お見積りに必要な確認事項

建物概要	
建設場所	
型 式	・切妻タイプ ・片流れタイプ ・EDタイプ ・KHタイプ ・FRタイプ
建物規模	・間口() ・奥行() ・軒高() ・屋根勾配()
建物用途	・倉庫等 ・育苗 ・牛舎 ・工場等 ・その他
鉄骨仕様	
鉄骨本体	・スズラン仕様(地域、用途に応じて設計いたします。) ・お客様仕様
基 礎	・布基礎 ・独立基礎
土 間	・あらわし ・アスファルト ・土間コンクリート
板金仕様	
屋 根	・蟻掛 ・丸波 ・折板 ・ポリカーボネート
外 壁	・角波 ・ポリカーボネート ・サイディング
建具仕様	
開 口 部	・ドア×本数 ・引違い戸×本数 ・シャッター(W × H)×本数
	・オーバースライダー(W × H)×本数 ・窓(W × H)×本数



切妻タイプ



片流れタイプ



EDタイプ



KHタイプ



FRタイプ

上記、条件確認事項記入にて、当社へFAX等をいただければ、お見積りいたします。
但し、お見積りは条件等により、20日間程度の日数がかかります。

建築確認申請について

床面積10㎡を超える建築物は確認申請が必要な場合があります。但し、土地の用途により条件が異なります。詳しくは各市町村の建築指導課または当社へご相談ください。

確認申請について

建築に係わる法令（建築基準法抜粋）

■ 建築物の建築に関する申請および確認

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

- 一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの
 - ＊（い）欄抜粋（自動車車庫・自動車修理工場・倉庫等）
 - 二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの
 - 三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの
 - 四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物
- 2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときについては、適用しない。
- ＊新築は適用を受けず

■ 建築物に関する完了検査

第七条 建築主は、第六条第一項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、第六条第一項の規定による工事が完了した日から四日以内に建築主事に到達するようにしなければならない。ただし、申請をしなかったことについて国土交通省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。以下省略

第七条の六 第六条第一項第一号から第三号までの建築物を（途中省略）する場合においては、当該建築物の建築主は、第七条第五項の検査済証の交付を受けた後でなければ（途中省略）若しくは建築物の部分を使用し、又は使用させてはならない。以下省略

■ 工事現場における確認の表示

第八十九条 第六条第一項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があった旨の表示をしなければならない。

■ 罰則

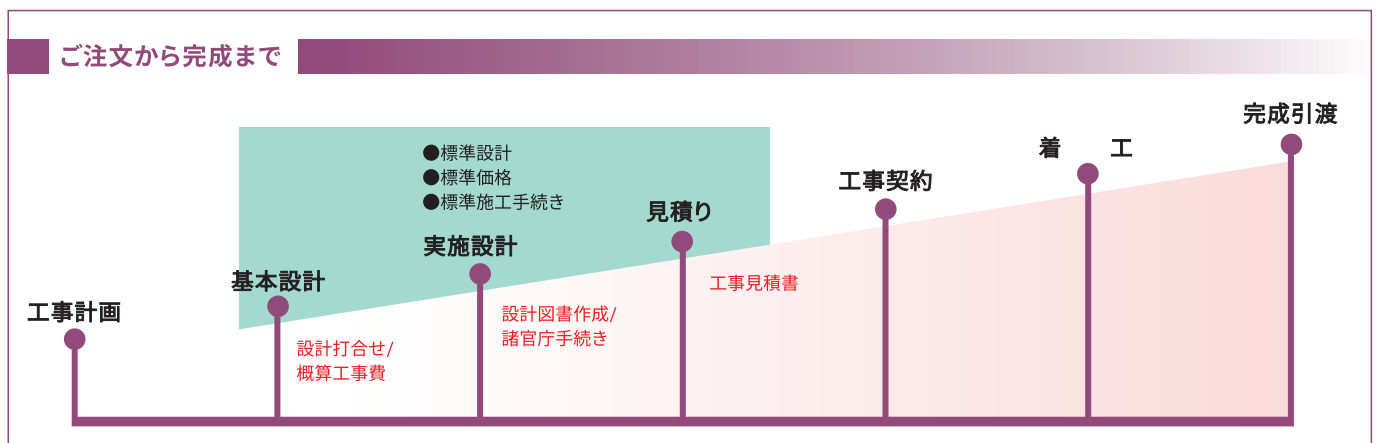
第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項（途中省略）の規定に違反した者 以下省略
- 三 第七条第二項（途中省略）の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者 以下省略

＊増築：同一敷地内に建造物（住宅等）が既にある場合、ガレージを新設するときは、確認申請上増築として扱う。

契約の流れ

ご注文から完成まで



用途、ご予算に応じた特別タイプも承ります。お気軽にご相談ください。

倉庫



▲ 切妻タイプ 妻面10.8m×桁行き18m



▲ 切妻タイプ 妻面10.8m×桁行き18m



▲ 切妻タイプ 妻面10.8m×桁行き18m



▲ 切妻タイプ 妻面10.8m×桁行き18m



▲ FRタイプ 妻面10.8m×桁行き18m



▲ 片流れタイプ 妻面10m×桁行き10.8m



▲ EDタイプ 妻面12.6m×桁行き25.2m



▲ 片流れタイプ 妻面6m×桁行き18m

工場



▲ 切妻タイプ 妻面10.8m×桁行き25.2m



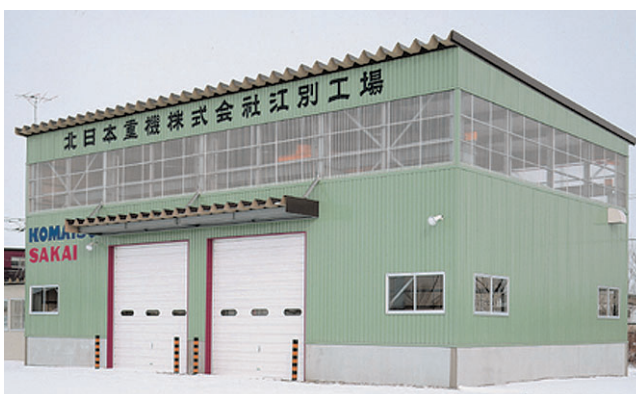
▲ 片流れタイプ 妻面12m×桁行き26.3m



▼ FRタイプ 妻面7.2m×桁行き18m



▲ FRタイプ 妻面12.6m×桁行き21.6m



▲ FRタイプ 妻面10.8m×桁行き18m

事務所



▲ FRタイプ 妻面18m×桁行き12m



▲ 片流れタイプ 妻面17.4m×桁行き19.2m

堆肥舎



◀ 片流れタイプ 妻面12.6m×桁行き99m



▶ 片流れタイプ 妻面12.6m×桁行き35.6m



▶ 切妻タイプ 妻面12.6m×桁行き35.6m



▶ FRタイプ 妻面9m×桁行き18m

牛舎



◀ 切妻タイプ 妻面23m×桁行き74m